

明治前期における農談会に関する一考察

—第1回山口県農談会と第1回全国農談会を中心に—

濱 田 敏 彦

はじめに

明治10年代前半を中心に、全国各地に農事改良を目的として農談会が組織された。集談会、農事会、勸業会などとも呼ばれたこの会は、農村内部にある農事改良に役立つ知識・経験を交換・摂取して、普及・奨励に役立てようとするものであり、1875（明治8）年に設けられた京都府紀伊郡の種子交換会、1878（明治11）年の愛知県北設楽郡農談会がその嚆矢といわれている。また、1881（明治14）年には、第2回内国勸業博覧会の際に浅草本願寺で第1回全国農談会が開かれ、各府県から選ばれた老農120名が東京に招集され、農事に関する意見交換が行われた¹⁾。当時このような組織が全国的に結成された背景には、政府の勸農政策が老農の起用に重きをおいたこと、営農に熱意をもつ手作地主が全国各地に存在したことがあげられる。

農談会は多くが郡単位で組織され、産米改良や牛馬耕、各種作物の撰種や栽培法、種苗交換など、農事に関する広範な問題が論議され、農業技術の進歩の上で大きな役割を果たしたとされる。農談会には民間の農事篤農家あるいは老農らの発起によるものと、府県勸業主務課の発起によるものがあったが、会員の多くは地主や農村で指導的立場に立つ人々であり、戸長役場、郡役所、府県庁とのつながりをもっていた。農談会などの開設数は1883（明治16）年にピークに達し、以後は減少していくが、明治10年代に成立した農談会は、20年代に至り政府の勸業政策とより深く結びつき、

30年代に系統農会を成立させる要因となる意義を有していた。

本稿は、上述のような農談会のあり方をトレースしつつ、1883（明治16）年に山口県下で開催された第1回農談会を題材にその特徴を考え、また同時期に開催された第1回全国農談会における提言の内容も取りあげながら、当該期における山口県農民の農業改良に対する取り組み動向を考察していくことを目的とする²⁾。

第1章 明治10年代における山口県下の農村状況と第1回山口県農談会の開催

第1節 松方デフレ政策と山口県下の農村

本節では、農談会開催の前提条件の一つとして、同開催時期の山口県下における、いわゆる松方デフレについて検討しておく。1873（明治6）年よりスタートした地租改正事業の執行とともに、山口県下の農村にも変化が起こった。地租改正による土地所有権の確立と土地売買譲渡の自由、地租の固定・金納化、さらには米価の上昇などの条件は、地主層がその利益を増大させる余地を生み出すこととなった。すでに江戸時代後期以来、周防国・長門国においても豪農層を中心に土地の集積が進み、各地に広大な小作地をもつものが存在した。しかし、地租改正以降、農村の土地移動は激しさを増し、とくに1881（明治14）年に始まる、いわゆる松方デフレは地主小作関係が拡大する大きな画期となった。

松方デフレ政策の実施の背景には、周知のように、1870年代後半以降の増加する国立銀行による国立銀行券（不換紙幣）の発行、西南戦争の戦費調達による不換紙幣の増発などによって、激しいインフレーションが起こっていたことがあった。このインフレは、販売米に余裕のある地主・小作農を中心に生活水準を一時的に向上させ、山口県下でも「先年米価ノ騰貴ヨリ非常ノ収益ヲ占メ、爾后大ニ奢侈ニ流レ新ニ家屋ヲ建築シ諸事華飾ヲ尚ヒ、農ノ本分ヲ誤リシ」と記されるような状況も生んでいた³⁾。

しかしながら、インフレによる政府紙幣価値の下落、歳入の実質的減少、

さらに輸入超過の貿易状況もあって政府は財政的な危機に陥り、1880年代前半、松方正義大蔵卿のもとで財政赤字縮小をめざし、緊縮財政と増税を柱とするデフレ政策が推し進められた。そのため、中小自作農の経営は悪化し、多くが所有地を売却する一方で、それらの土地を購入・集積する地主とその下で小作経営を行う小作農が増加した。

松方デフレ政策は、山口県下の農村にもさまざまな影響を及ぼした。1884（明治17）年の「第二次勸業諮問会日誌」には、県設置の勸業諮問会における各郡の代表者の発言が残されている。そこから、松方デフレ期における山口県下農村の「生々しい」状況がうかがえる⁴⁾。

「米価非常ノ低落ニ際シ農家ハ収益ヲ得ルコト能ハズ」、「肥料代・地租・地方税等ヲ引去レバ、現ニ得費ノ償ハザルヤ明ラカナリ」という農家の困窮ぶりや、「紙幣ノ下落ヨリ金融梗塞シ、為ニ当時ハ不景気ノ極点ニテ、所謂借り倒シト身代限」という破産状況が、都市・農村を問わず広がった。物価についても、「我熊毛郡地方ハ明治十二三年頃耕地田売買一俵加納代価百二三十円ナリシモ、当時ハ僅カニ二三円ニ低落」ともあり、それでも買い手がつかない状況となった。

農家生計の苦境も著しく、「農家一町歩ノ収穫米平均五拾俵ニシテ、此中ヨリ正租・地方税・学費其他上納ニ拾一俵ヲ出シ、肥料・耕耘費ニ五俵ヲ費シ、自家ノ飯料凡式十四俵ヲ要スベシ、然ルトキハ僅カニ拾俵ヲ贏シ、此代価凡拾八円ト（一俵壹円八十銭相場）スルモ、一戸五六名ノ人数ニテハ一ヶ年拾八円ノ金ヲ以テ生計ヲ営ムモノトセバ、其生計困難」という状況で、低賃金の雇用労働に甘んじて従事しようとしても、雇用する側が甚だ少なく家計補助も困難であった。松方デフレの影響で米価が低落は、地租改正の定額金納の納税方法変更とあいまって実質的な増税として農家を直撃したため、「田地ノ地租ハ旧藩ノ如ク米納ニ改メラレンコト」を希望する声もあった。

さらに、松方デフレ政策によって農村・都市の民衆生活が打撃を受ける中で、明治10年代後半は、自由民権運動が激化して全国的騒擾が頻発する

など社会不安を招いていたことが知られるが、県下においても人心が安定せず、「人心ノ輕薄ニ傾キタルニ乗ジ、所謂三百代言ハ僻地ニ入り込ミ農家ヲ扇動シテ貸借上ノ訴訟ヲ惹起セシメ」と無資格の弁護士が訴訟をおおる事態が起こっていた。また、「近比馬関ヨリ一種ノ講中興リテ追々厚狹・美祢等ノ諸郡ニ波及シ終ニハ我吉敷郡ニモ」及んだ「共慶講ナル名義」のものは、不況に乗じて、「貧民救済」・「債務弁償」を口実に、頼母子講まがいの方法で加入者から共済金を搾取しながら、「発起者ノ口腹ヲ暖ムル」結果に終わり、「該講ノタメニ巨額ノ損毛ヲ蒙」る被害者も出たとする。

そのような「民心倍輕佻浮薄ニ流レ」る風潮によって、「昔時双方ノ申合上ヨリ履行スル無抵当ノ貸借」（信用貸し）は避けられ、「高利ノ上ニ抵当ヲ出シ、苛酷ナル約束ヲ要スレバ小民ハ頗ル融通ニ苦」しむような「金融閉塞」状況が生み出されている。くわえて、「農家ハ大ニ奢侈ノ風ヲ増長シ、商業者ハ目前浮利ヲ事トシ麤製濫造品ヲモ顧ミズ販売」するような、人心の荒廢、詐欺の横行なども指摘され、松方デフレ政策による農村の混乱ぶりが窺える。

一方、松方財政のデフレ状況の中で、地方では地主・小作関係にも影響が及んでいた。米価のみならず地価の下落も著しく、「農家ハ一時ノ困難ヨリ廉価ヲカヘリミズ地券ヲ売却スルモノ甚タ多ク、為ニ地価ハ益低落ニ至リ」、「地券面ヨリ已ニ七掛位モ下落」する場合もあった。また、「小作人ハ加調米ヲ納メザルヨリ地主ト葛藤ヲ生シ、地主ハ小作人ヲ変換シ、從テ田畑ノ荒廢ヲ加フルノ憂アリ」という地主・小作関係の不調も指摘されている。

さらに、松方デフレによる物価低落・金融閉塞は農村工業にも影響を及ぼしていた。「商業者カ物品ノ製造を職工者ニ依頼」する際に、「低価ヲ以テ注文シ、製造ノ良否ハ措テ問ハ」ないために、「織物ノ如キ近時甚シキ粗悪偽製ニ陥リタル其一証ニシテ、其他百般ノ製品粗悪ニ流レ」ていたようである。この点を指摘した阿武郡会員久保田からは、「金融閉塞」状況を打開するために、「日本銀行又ハ鉄道会社様ノ如組織ノモノヲ地方ニ設置シ、官民相合シテ之ヲ保持シ、傍ラ荷為替等ノ便益ヲ与ヘラレナハ、興

産ノ道彌開ケ金融ノ便是ヨリ滑ナラン」との提案が出されている⁵⁾。

以上のような「松方デフレ」下の農村では、農民経営は悪化し、所有地を手放す農民が多くなり、地主・小作関係は拡大していくこととなった。松方デフレ政策による山口県下農村の変貌は、地主にとって土地集積をする機会であるとともに、地主経営の基盤である農村の危機でもあり、地方名望家としての一面も有する地主層を筆頭に、改めて農事改良の重要性を認識していたであろうことは想像に難くない。

第2節 明治20年代前後における山口県下の地主経営

本節では、前節で検討したような松方デフレ政策との関わりで、当該期の山口県下における地主・小作関係について概観する⁶⁾。

1888年（明治21）年「山口県第3回統計書」によれば、県下128万8000余の農家のうち、自小作農は約46%、小作農は16%弱であり、すでに60%以上の農民が小作料を支払う存在になっている。地域別では、周防の小作農家が18.4%と長門のそれよりも高い数値を示している⁷⁾。

また、小作地率の実態をみると、1887年（明治20）年における県平均の

表1 明治中期～大正初期山口県各郡における小作地率推移（単位は%）

| | 郡名 | 明治14 | 明治26 | 明治38 | 明治40 | 明治42 | 明治44 | 大正2 |
|---|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| ① | 吉敷郡 | — | — | 48.4 | 50.3 | 52.8 | 52.8 | 52.6 |
| | 都濃郡 | 38.6 | 50.5 | 49.1 | 49.3 | 50.7 | 50.9 | 50.8 |
| | 佐波郡 | — | — | 54.5 | 53.8 | 52.3 | 48.3 | 48.1 |
| | 熊毛郡 | 36.8 | 49.5 | 46.5 | 46.9 | 46.9 | 48.2 | 50.9 |
| | 厚狭郡 | 32.8 | 49.7 | 46.9 | 47.5 | 45.8 | 46.0 | 46.0 |
| ② | 阿武郡 | — | — | 45.0 | 41.1 | 42.7 | 45.6 | 45.6 |
| | 大津郡 | 34.2 | 41.5 | 45.5 | 46.5 | 50.3 | 50.4 | 54.0 |
| ③ | 玖珂郡 | 32.8 | 35.2 | 39.1 | 41.8 | 40.3 | 41.7 | 41.6 |
| | 大島郡 | 22.3 | 41.5 | 42.2 | 47.8 | 51.3 | 48.4 | 34.3 |
| ④ | 豊浦郡 | — | — | 35.4 | 37.0 | 33.7 | 37.2 | 37.3 |
| | 美祿郡 | 16.2 | 38.6 | 38.2 | 38.2 | 37.6 | 35.6 | 34.1 |

(注) 相良英輔「山口県における地主制の展開」(『山口県地方史研究』31)より引用。

小作地率は36.5%で、地域別では長門の29.2%に対して周防が40.5%となっており、長門に比べて瀬戸内側の周防の小作地率の高さが目立っている⁸⁾。

さらに、山口県下の郡別の小作地率の状況を見る(表1)。^①グループ(吉敷郡・都濃郡・佐波郡・熊毛郡・厚狭郡)は、県内で比較的地主・小作関係が進展した瀬戸内海沿岸部の諸郡で、すでに明治中期には小作地率が50%前後に達した地域である。^②グループは(阿武郡・大津郡)は日本海沿岸部の諸郡で、^①グループよりもやや遅れて明治30年代になって地主・小作関係が大きく進展した地域である。^③グループ(玖珂郡・大島郡)は瀬戸内海沿岸部でありながら、島嶼部もしくは海岸線に位置する諸郡で、その地理的・地形的条件からも地主・小作関係の進展度はやや未熟な地域である。^④グループ(豊浦郡・美祢郡)は県内でもっと地主・小作関係の進展が遅れた地域である。^④グループと^③グループの大島郡を除くいずれの地域も明治末までには、40~50%の小作地率を示すに至っている⁹⁾。

地租改正によって地租負担者となった地主は、独自に小作地を運営し、安定的に小作料を徴収するために制度を整える努力を払わなければならなかった。そのため、地主・小作関係を結ぶ際の小作証書の作成とその履行を条件とすることや、小作米の不納・小作米徴収に対する不服・出訴に対しては小作地取り上げることなどを地主集会で話し合い、取り決めるケースもあった¹⁰⁾。

一方で、地主は小作地の農業生産に対して管理・指導する必要もあった。たとえば、時代は対象時期をこえるが、1900(明治33)年に開催された第10回勸業諮問会では、「地主ト土地ノ関係を密着セシムルノ方法」が議題として取り上げられているが、その趣旨は地主が小作地・小作人をきめ細かく管理するための議論を行うことにあった。その議論の中では、田畑が「大地主ニ兼併セラル、」事態を回避すべきとの意見や、「利益ヲ公平ニシ預ケ米(小作米)ヲ高メサル等、地主ノ覚悟次第」を説き、「若シ加調米(小作米)ノ低減難シトセハ施肥料ヲ給スル等、スヘテ地主ノ注意ヲ用フルアラハ容易ニ円満ヲ望ミ得ヘシ」との意見も出されている。これらは

「地主ト耕作者ト円満」を維持することを重視する発言であるが、背景には小作農民に利益を与えることが「延テハ地主ノ益ヲナサシムル」という意図を持ったものでもあった¹¹⁾。

明治期における山口県下各地の地主の中には、「地方名望家」としての地位を確立しながら、政治・経済、教育をはじめとする文化面を支える一方、老農とともに農村の農事改良にも関わるもののがかなり存在していたものと思われる。

第3節 山口県下における第1回農談会と老農からの提言

明治政府は、当初、西欧農学による農業指導を推進して西洋農業の移植を試みたが、多くの場合、江戸期以来の日本農村の実情には適さなかった。そのため伝統的な在来農業技術が見直され、明治10年代前半期を中心に、全国各地で農事改良を目的とする組織の農談会が結成された。

その背景の一つには行政の勸農政策があった。1878（明治11）年、山口県は内務省の許可を得て勸農課に属する栽培試験場を開設して農事改良試験を行うとともに、勸業課からは「勸業報告」・「勸業雑報」を編集して県下に配布した。また、物産用掛は毎年4度、山口の栽培試験場で物産会話を開催した。今一つの背景には、これら行政の動きに対応する地域の「農業篤志者」・「老農」の存在があった。県下でも、明治10年代初頭から老農を中心に各地に製紙・製茶・木綿織など各種伝統産業に関する「物産会話」が、1881（明治14）年には農業に関する「農事会話」が開かれ、県も予算を組んで補助費を付すなどしてこれらを奨励した¹²⁾。

そして、1883（明治16）年3月、山口の長寿寺で第1回農談会が開催された。その記録は、「山口県勸業報告 第29号附録」（明治期政府布達類405）に、「第1回農談会日誌」として記録されている¹³⁾。県勸業課員高岡直吉が会頭となり、各郡から「農業篤志者」・「老農」ら農事改良に熱意を持ち、農業技術に熟達し指導にもあたった人々が集められ、米作技術や土質・米俵改良等について意見を述べあった¹⁵⁾。以下、そこで論じられた農

法に関するポイントをいくつか概観してみる。

①「種子精選及種子交換」

「種子精選」に関しては¹⁴⁾、「播蒔前一週日水ニ浸シ、日ニ二回攪拌シ、浮フヲ去リ、沈ムヲ取り、之ヲ種トス、此クスルトキハ種子一升ヨリ粉一石ノ収穫アリ」（玖珂郡天尾村）と、「寒水浸」を実行している。また、「雌稲ノ一穂ヲ七分三ニナシ、其七分ヲ除キ三分ヲ取り、一升位ヲ得テ是ヲ乾シ俵ニ貯置キ」（玖珂郡天尾村）、「熟稲ヲ刈、地上ニ乾シ、穂先ノ二股、三股ナル実入ノ善良ヲ撰り、穂ノ頭五歩ヲ扱取り、精シク調べ、日ニ乾サスシテ俵ニ納メ」（吉敷郡鑄銭司村）るなどして、収穫後の「種子精選」も実行している。さらに、種子交換に関しては、「皇国種百四十種ヲ蒐集ス、其内米質ハ静岡・肥後・伊勢ヲ善トス、又余カ朋友芸州ニ行キ三ツ股種ヲ取帰り是ヲ蒔」（玖珂郡室木村）ような種子交換を推奨している。

②「耕耘栽培及収穫」

「耕耘栽培」に関する議論を概観する¹⁵⁾。苗代については、「苗代八十日以前田ヲ鋤キ、一歩ニ八合ノ粉ヲ落ス割ニシテ、石灰一貫目入又一度鋤キ、青草二十貫目入又鋤キ、人糞十貫目入、風呂水ノ如キヲ二十貫目入、草木ノ灰ヲ二十貫目入耕」すとしている（玖珂郡西長野村）。次に、「是ニ種ヲ蒔キ五日目位ニ水ヲ干ス、又二三十日位ニ水ノ出口ヲ塞キ種油一合位入レハ」苗の生い立ちが良いと述べる（同西長野村）。さらに、「苗ハ五本ヲ一株トシ八寸位ヲ隔テ植、三番草ニ至テハ夜半足ニテ田ノ温度ヲ験シ、冷ヲ覚レハ石灰三十五貫目位入レ水ノ出口ヲ塞キ、一反ニ正種油一合位入レ水ヲ乾カシ、五日目位ニ草履ヲ以テ踏ミ試ミ五六足行キテ水気ノ上ル頃ニ又水ヲ入ル」ことを繰り返す事で、種の生い立ちが「強健」になると説く（玖珂郡西長野村）。

この他、吉敷郡鑄銭司村の代表は、苗代について「前年ノ冬ヨリ休閑ノ地トナシ、芥ヲ撒シ風呂水ヲ施シテ凍水ナサシメ害虫ノ卵ヲ殺ス、八十八夜頃耕返シ上塊ヲ碎キ、水ヲ引キ馬糞六度ヲ施シ土ヲ和ラケ、青草ヲ撒シ之ヲ土中ニ踏込ミ柄振ニテ田面ヲ均ラシ、一夜乾シ浮土濁水ヲ鎮メ、風雨

ノ侵サ、ル時ニ水ヲ苗代深サ二寸ニ引キ、種ノ器ヲ左ノ脇ニ携ヘ右ノ手ニ
粃ヲ握リ播種ス」と述べている。

播種時期については「種粃俵ハ寒水ニ浸スコト三度、二月ノ中桶ニ入レ
水ニ浸シ沈ミタルヲ俵ニ納メ、八十八夜頃ニ水中ヨリ揚ケ粃ノ芽少シ出ル
ヲ播種時期」とし、播種量についても「一反歩ノ量ハ上田五升、中田七升、
下田八升ノ比例ナリ」（同吉敷郡鑄銭司村）としている。そして、八十八
夜から夏至半夏生の間を目途とする植え付けに際しては、稲株の数を「上
田四本ヲ一株トシ、中田五本、下田七本ヲ一株トシ、一坪ニ上田三十六株、
中田五十株、下田六十四株ナリ」と説いており、上田を中心に部分的には
薄蒔き・疎植が進んでいることが窺える（同吉敷郡鑄銭司村）。

一方、本田における栽培・収穫に関しても、吉敷郡鑄銭司村代表が次の
ように説いている。まず、「整地」は「植付十日余日前馬ヲ以テ縦ニ耕シ、
水ヲ引キ作人ノ力ニ任セ堆肥燠土ノ類又ハ鯁干鰯ヲ施シ、馬糞ニテ横ニ搔
キ培養物ヲ埋メ、起返ノ深サ下田二寸、中田五寸、上田ハ一尺ニシ、植付
ノ日代耕ト号シ縦ニ耕シ、又植代ト号シ縦横ニ耙コト砂地ハ三遍、粘土ハ
五六遍ニシ植ル」とする。

また、植え付けから収穫までの手入れに関し、「植付十日間ノ採草ヲ一
番草ト号シ、指ノ股ニ苗株ヲ挟ミ雑草ヲ採ル、又十日間ニ二番草ヲ採リ、
草木若葉乾葉ヲ採リ、燠土ノ納豆製ヲ施シ、又十日後四（三カ）番草ヲ採ル、
之ヲ留草ト号シ採草ヲ其所ヘ埋込ムナリ」と草取りを入念に行うとする。
灌水については、「植付前水ヲ引シヨリ結実ノ頃迄乾スコトナシ、但シ稲
花ノ盛り一週間曇天ヲ窺ヒ水口ヲ塞キ引水ヲ落シ一面乾スルナリ、之ヲ花
乾ト云フ、此術ヲ施セハ米ノ精強リテ青米枯ナシ」とその方法を主張して
いる（吉敷郡鑄銭司村）。

植え付けから収穫まで、4回の除草も含めて細かい管理を施しているこ
とがみてとれる。くわえて栽培時期の施肥に関しては、量的確認はできな
いが、自給肥料である青草・人糞・風呂水・草木灰・堆肥燠土、金肥とし
ての「(菜)種油」・鯁干鰯、それに石灰なども加えた多種類を混用しなが

ら施していることがわかる。

収穫に関しては、「穂ハ大暑ノ節ニ抜キ花ハ出穂ニ続テ咲ク、植付ハ夏至ニ始リ刈り採りハ霜降ニ終ル、日数凡百十日、一反歩ノ稻株一万五千、刈跡ノ地上ニ乾シ六十株ヲ一把トシ荷数ハ三十二余ル、金扱ニテ扱ヒ取り、地上ニ筵ヲ敷キ糶ノ厚サ五歩、之ヲ切込ミアル柄振ニテ攤シ毎日三度柄振ヲ扱フ、三日乾シ土碓ニ桴ノ割板ヲ齒ニ打込タルヲ以テ穀皮ヲ磨キ去リ、更ニ颯扇ヲ用ヒ皮ト米トヲ別チ、又千石筵ヲ以テ碎ケ米秕米ヲ除ク」としている（吉敷郡鑄銭司村）。

③「害物駆除及予防」

「害物駆除及予防」については¹⁶⁾、次のような意見が出されている。蛾については、「蛾ヲ駆除スルニハ夜分炬火ヲ点シ田中ヲ廻リ其光焰ニ集ヲ取ルヘシ、該蛾ノ生スル頃ハ稲五六寸位ノ頃ナリ、穂ノ出ル頃稲株ヨリ食込ミ中サシ虫トナル、之ヲ防クハ（中略）苗代ノ時油ヲ入ル宜シ、又（イモチ）ヲ防クハ蕎麦穀ヲ入ルヨシ」（玖珂郡室木村）とある。

その他にも、「米糠ヲ田ニ入レシ処青虫其上ニ落チ忽チ死シタリ、果シテ効アラハ油ヨリ廉価ニシテ良法」（吉敷郡吉敷村）、「苗肥ニ鱗ヲ入タルニ中サシ虫生長セリ、依テ緑礬りよくぼんヲ水ニ解キ入レシニ虫皆死セリ」（厚狭郡舟木村）、「（イモチ）ヲ除ク虫ノ付タル稲株ニ塩ヲ澆キ除クモアリ、又椿ノ枝ヲ建テ除クモアリ」（玖珂郡生見村）、「石炭酸ヲ五十倍ノ水ニ和シ施セシニ、傷ミタル稲大ニ回復セリ」（大津郡真木村）、「ウンカヲ駆除スルニハ鱈ヲ煎シ其汁ヲ撒クヲ良トス」（厚狭郡東高泊村）、「（サバエ）ハ油ニテ防クヲ善トス、稲植付後廿日位ニ生シ、五六日間ニテ粟粒ノ如ク稲ノ根ニ集リ害ヲナス、梢生長飛翔スルニ至レハ害少シ」（阿武郡宇田村）などの記述がある。

煙による「虫追い」、火で誘い込み焚く、「（鯨）油」を蒔く、米糠を入れる、「緑礬りよくぼん・塩・石炭酸を薄めたものをかける、椿の枝を立てるなど、様々な方法が提言されている。そして、「虫類ノ形状ヲ各郡□□（虫喰）勸業課へ出シ県庁ヨリ各郡へ名称ヲ作り頒布アラハ便益ナラン」（玖珂郡

室木村)との提案もみられた。

害虫とともに深刻な問題であったのが、害鳥(雀など)・害獣(猪など)の駆除、イモチ病などであり、それらの予防法などにもついて触れられている。害虫・害獣に関しては「威銃ヲ名トシテ獸獵ヲナシ害鳥ヲ威スコトナシ、依テ戸長及村民ニ於テ其鑑札ヲ取調ヘ実用ヲナサシムヘシ」(吉敷郡吉敷村)、「猪ノ田畑ヲ害スルコトアリ、之ヲ防クニハ人糞ヲ田畔ニ撒スレハ猪近寄ラス」(大津郡真木村)などの意見が出されている。また、イモチ病については、「苗代作り方悪シクシテ土碗(塊か)残りタルヨリ此病ヲ発ス、又水ノ掛引ヨリ発スルコトアリ、成ルヘク水当肥料等余分用ヒサルヲ善トス」(都濃郡久米村)、「(イモチ)ヲ防クハ雨ノ乾ヲ俟テ田ヲ鋤クヘシ、後又雨前ヲ窺ヒ鋤キ惣テ田土ヲ乾ク時ニ鋤クヲ良トス」などの意見が出されている。

④「作順」

「作順」に関しては¹⁷⁾、稲-菜種、菜種-楮、「大根ノ間ニ麦ヲ作り其間ニ粟ヲ作ル」(佐波郡牟礼村)、「稲ノ後菜種ヲ作ル」(大津郡真木村)など、後作・間作を実施している。ただし、近世における農業技術の発展のなかで、一部地域で進展していた集約的な連作技術に関する記述がみられない点は、県内の地域差があるなかで、体系的なものに至っていないことや普遍化することが難しかったために、積極的に提案されなかったことも想定される。

以上、①~④の農法は、稲作に偏っていることが一目でわかる。1888(明治21)年の調査による山口県下各郡の主要農産物の生産価額を示した表2をみると、米の生産割合は、豊浦・厚狭・大津・吉敷・佐波の各郡が70%と高く、それに次ぐのが美祢・阿武・都濃・熊毛の各郡で60%である。大島・玖珂の両郡は島嶼や沿岸地域であるため米の割合は50%を割っているが、大島郡は麦が18.1%、甘藷9.2%、玖珂郡は実綿9.3%と比率がやや高くなっている。しかし、県全体では63.2%が米であり、次いで麦類が10.3%を占めており、相対的に特産物の割合は低い。すなわち、当該期

表2 明治前期山口県各郡における主要農産物価額（明治21年）

| 物産 | 米 | | 麦 | | 実綿 | | 菜種 | |
|------|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 価額(円) | 割合(%) | 価額(円) | 割合(%) | 価額(円) | 割合(%) | 価額(円) | 割合(%) |
| 大島郡 | 170,768 | 47.6 | 64,773 | 18.1 | 58 | 0 | 1,199 | 0.3 |
| 玖珂郡 | 597,412 | 40.2 | 140,437 | 9.4 | 137,779 | 9.3 | 11,104 | 0.7 |
| 熊毛郡 | 398,259 | 60.4 | 88,326 | 13.4 | 10,771 | 1.6 | 8,424 | 1.3 |
| 都濃郡 | 437,196 | 62.3 | 95,112 | 13.6 | 10,188 | 1.5 | 3,937 | 0.6 |
| 佐波郡 | 515,280 | 70.6 | 86,064 | 11.8 | 4,760 | 0.7 | 14,517 | 2.0 |
| 吉敷郡 | 815,857 | 72.5 | 149,823 | 13.3 | 20,252 | 1.8 | 18,901 | 1.7 |
| 厚狭郡 | 659,181 | 74.7 | 85,163 | 9.7 | 916 | 0.1 | 30,978 | 3.5 |
| 豊浦郡 | 733,729 | 74.8 | 103,704 | 10.6 | 2,023 | 0.2 | 4,854 | 0.5 |
| 美禰郡 | 334,295 | 68.8 | 47,545 | 9.8 | 789 | 0.2 | 4,396 | 0.9 |
| 大津郡 | 294,404 | 73.2 | 37,276 | 9.3 | 531 | 0.1 | 1,378 | 0.3 |
| 阿武郡 | 486,283 | 64.0 | 71,502 | 9.4 | 474 | 0.1 | 12,194 | 1.6 |
| 児島郡 | 5,150 | 36.8 | 2,435 | 17.4 | - | - | - | - |
| 赤間関市 | 6,150 | 28.8 | 1,043 | 4.9 | 45 | 0.2 | 567 | 2.7 |
| 全県 | 5,454,194 | 63.2 | 887,601 | 10.3 | 188,586 | 2.2 | 114,686 | 1.3 |

| 物産 | 楮 | | その他 | | | 全農産物 | |
|------|---------|-------|-----|---------|-------|-----------|-------|
| | 価額(円) | 割合(%) | 種目 | 価額(円) | 割合(%) | 価額(円) | 割合(%) |
| 大島郡 | 993 | 0.3 | 甘藷 | 32,833 | 9.2 | 358,396 | 100 |
| 玖珂郡 | 57,584 | 3.9 | 薪 | 204,806 | 13.8 | 1,486,533 | 100 |
| 熊毛郡 | 4,354 | 0.7 | 甘藷 | 33,234 | 5.0 | 659,059 | 100 |
| 都濃郡 | 35,448 | 5.1 | 紙 | 69,681 | 9.9 | 701,503 | 100 |
| 佐波郡 | 23,519 | 3.2 | 紙 | 99,879 | 13.7 | 729,715 | 100 |
| 吉敷郡 | 4,353 | 0.4 | 大豆 | 20,151 | 1.8 | 1,125,286 | 100 |
| 厚狭郡 | 5,181 | 0.6 | 大豆 | 13,426 | 1.5 | 882,036 | 100 |
| 豊浦郡 | 8,235 | 0.8 | 生蠟 | 16,516 | 1.7 | 981,485 | 100 |
| 美禰郡 | 19,264 | 4.0 | 紙 | 45,294 | 9.3 | 486,113 | 100 |
| 大津郡 | 2,703 | 0.7 | 藁 | 18,703 | 4.7 | 402,090 | 100 |
| 阿武郡 | 24,453 | 3.2 | 生蠟 | 32,488 | 4.3 | 759,791 | 100 |
| 児島郡 | - | - | 甘藷 | 2,292 | 16.4 | 14,004 | 100 |
| 赤間関市 | - | - | 蓮根 | 1,333 | 6.2 | 21,335 | 100 |
| 全県 | 186,086 | 2.2 | - | - | - | 8,624,290 | 100 |

(注)「山口県農事調査表」・田村貞雄「明治前期の産業・経済統計の利用について（四）—山口県に関する諸統計の検討—」（「山口県地方史研究」39）より。なお、「その他」の項目は、米・麦・実綿・菜種・楮以外の農産物のうち、生産価額が最大のものを示す。

の農民にとって、最大の商品は米であり、それを生産する稲作に関する技術が最重要の関心事であったことはいうまでもない。

⑤「土地改良」

「土地改良」については¹⁸⁾、田には「新土」を「凡ソ一反ニ付五十荷位」入れて「三年乃至五年ニ一変ス」（玖珂郡天尾村。畑地は隔年）入ることが提案されている。また、「乾キノ悪キ地ハ焼物ノ戸樋ヲ継キ一反ニ四筋位埋メ、其上ニ柴ヲ置キ又砂ヲ置キ水気ヲ漏セハ空気ノ流通能ク大ニ田土ノ為ニ良シ」（吉敷郡吉敷村）、「小石原ノ地ニハ粘土ヲ持テ宜シ、又真土ハ塩灰ヲ入レ青草ノ焼キ灰ヲ混シ入ルレハ良シ」（美祿郡大峰東分村）、「山土ヲ下木ノ上ニ置キ、其下木ヲ焼キ焼土トナシ田畑ニ八九寸位入れ、竹ノ節ヲ抜キ土中ニ埋メ水気ヲ抜キ、麦ヲ作りシ処生立至テ宜シ」（玖珂郡生見村）、「赤錆ノ出ル田地ハ銅気アル故ナリ、之ヲ消スハ笹ヲ入ルヲ善ト古書ニアリ」（吉敷郡吉敷村）、「我地方ハ砂地多ク稲生立悪キ故、田ニ赤土ヲ入ル、四五年目毎ニ如此スレハ出来立至テ宜シ」（熊毛郡安田村）など、各郡代表者から「乾キノ悪キ地」・「小石原ノ地」・「真土」・「赤錆ノ出ル田地」・「砂地」等、土壌の質ごとに具体的な改良法が提案されている。

⑥「米俵改良法」

米俵は拵え方によって、米質を損じたり、持ち運びの便に影響したりして、結果的に市場での評価を大きく左右するものであった。故にその点についてもさまざまな提案がなされている¹⁹⁾。

「俵ハ古藁ヲ能ク打チ、小繩ハ小筋ノ藁ニシテ能ク捻リ掛リタルヲ用ヒ」、
「上俵長サ三尺一寸五歩四寸・八寸・六寸・七寸・六寸五歩、符数八十二、
編ミ目縫ハ二符スクヒ三符飛シニ目貫ヲ刺スヘシ」、
「中俵ハ長サ三尺一寸六寸・七寸・六寸・六寸、符数七十五トシ、
菰寸法ヨリ余リタル穂先キヲ切去ルヘカラス」、
「俵口ノ飾リハ桔梗花ノ如クシ、上締繩ハ能ク捻ノ掛リタルニテ五カ所力ヲ極メテ締メ置クヘシ」（熊毛郡塩田村）という具合に、規格を揃え念入りに作ることを提言している。そのために必要なこととしては、「各郡区内ニ各村又ハ数村ヲ以テ小会話ヲ開設シ、其会員ハ村会議

員ヲシテ之ニ充テ人民ニ先タチ米俵改良法ヲ実施シ、以テ説諭ヲ」なすこと（大津郡真木村）、「米精選ヲ第一トシ、俵造リヲ第二トシ、審査委員ヲ置キ俵ヲ改メハ、人民疎漏ノ非ナルヲ知ラン」であろうこと（豊浦郡中村）、「先ツ地主篤ト心得、地主ヨリ下作りヘ説諭シテ善ナルヲ賞」すること（都濃郡久米村）、等々の方策が提案されている。

以上の①～⑥以外にも、山口県下で開催された第1回農談会では、「楮栽培」に関する農業技術、「農具ノ便否得失」、「牛馬改良蕃殖法」、「樹林保護及蕃殖法」、「種苗交換市場設立法」、「農産物共進会設立法」、「自由栽培試験場立法」など、農事に関する広範な問題が論議されている。

とくに、「農産物共進会」の設立については、「共進会素ヨリ設立セサルヘカラス、農談会ノ効ヲ見ル所以ナリ」とその意義が指摘され、また「自由栽培試験場」については、「各郡ニ一場ヲ設ケ、西洋器械ノ利害、栽培ノ順序、肥料ノ適否等ヲ実地ニ経験シ、又大日本農会報告等ニ就キ見聞スル所ヲ試シ実益ヲ計ルノ場所トシ、人見ヲシテ改良ノ志ヲ奮起セシメ、又農業一切ノ事ヲ総理スル為メ勸農掛リヲ設ケ、肥料売買ノ事ヲモ取り計ラシムヘシ」とその重要性が強調されている²⁰⁾。

以上のような農業技術は、もちろん農事篤志者、老農とよばれる農業経営に対して高い意欲や水準を持つ人々のそれであり、没落に瀕する多くの農民との格差があったものと思われる。しかし、たとえば、先述の「先ツ地主篤ト心得、地主ヨリ下作りヘ説諭シテ善ナルヲ賞シ、自然人情ヲ以テ変更セシムヘシ」との指摘のように、農談会などが契機となって、地域における農業技術の改良・普及の気運は一定程度高まっていったものと考えられる。

第2章 第1回全国農談会と老農の意識～山口県農談会の前提として～

第1節 第1回全国農談会と老農の意識

山口県下で第1回農談会の開催に先立つこと2年、1881（明治14）年に

東京で第1回全国農談会が開かれ、各府県から選ばれた老農が集まり農事に関する意見交換を行っていた。

第1回全国農談会についてまとめられた「農談会日誌」によれば、第1条から第6条までの議題を設定の上で会合が実施され、開催期間終了後、未論議の議題については意見書の提出という形で集約されている²⁴⁾。その項目は、第1条「穀物取入及精選方法」、第2条「依拵改良方法」、第3条「牛耕馬耕ト人耕ノ得失」、第4条「牛馬改良蕃息方法」、第5条「種子物精選改良及貯蔵方法」、第6条「肥料ノ効用及製造方法」、第7条「力農組合ヲ設立シテ競奮スヘキ方法」、第8条「各地方慣行スル循環作附方法」などである。この全国農談会に参加した山口県代表は、吉敷郡小郡村・後藤章七、玖珂郡柳井村・竹原要治、玖珂郡室木村・白木秀太郎の3名であった。このうち、白木秀太郎は、山口県下の第1回農談会にも参加し、議論の中心的役割を果たした人物である²¹⁾。

以下、本節では全国農談会での議題について、山口県代表の発言（提言）や他県代表の農業技術的な発言を取りあげつつ、とくに当該期の農村状況や社会状況に対する老農らの「認識」を中心に検討してみたい。

①「穀物取入及精選方法」

「穀物取入及精選方法」が議題となっている理由は、「近年穀物ノ品位漸々麓悪ニ流ル、ハ各地概ネ然リ、此弊ヲ矯ルノ方法」を考えるとところにあつた²²⁾。第1回全国農談会では、この議題に多くの時間が割かれ、議論が交わされている。

山口県代表・後藤章七は、「我山口懸周防國吉敷郡邊ハ稲ノ熟スルヲ俟チテ刈取り之ヲ田面ニ乾シ、然ル后礮簸等ノ順序ヲ経テ仕上ルヲ常トス、現今品位ノ麓悪ニ流ル、ハ何國モ同シコトナリ、之ヲ改良スルハ組合ヲ立テ共進會ヲ開キ競争心ヲ呼起スルヨリ良ハナシ」と述べている²³⁾。

また、山口県代表・白木秀太郎は、山口懸周防國玖珂郡川下近辺の事例として、「高田ト水田ト稲ノ乾シ方ヲ異ニス、其高田ハ『ハゼ』ニ掛ケタルマ、直ニ麥ノ播付ニ取掛リ麥蒔了リタル後攻治スルハ大略他懸ト同キナ

り、水田ハ稲敷〈方言〉ニ刈上ケ六尺ノ繩ニテ束ヲ刈扱キ場〈方言〉ニテ扱キ落シ、其后自宅ニ運ヒ四五日間乾燥シテ舂臼ヲ為ス、往時ハ千石通シニ二三回モ掛タリシカ、近来ハ萬石筵シト称スル二重通シニ一回掛ケ攻治スルコト、成レリ、高田ノ米ハ水田ニ比スレハ一俵ニ付廿銭モ高價」であることを指摘し、「一般高田ノ取入法ヲ行ハンカ為メ数ヶ村協議シテ村會議ヲ起シ併テ各村ノ利益ヲ図ラン」ことを希望している²⁴⁾。

さらに、山口県代表・竹原要治は、「我山口懸管内十ノ三八掛乾ハ能ク乾燥シ良米ヲ得、若シ乾方足ラサレハ碎米ヲ生スル多シ、舂臼ニハ土製木製アレトモ多クハ土製ヲ用ユ、近来舂臼水車ニ掛ルノ地アリテ十時間ニ三、四十俵ヲ舂ル、之ヲ人力ニ比スレハ十俵ノ増加アリ、又近来便利ナル器械（略）ヲ發明セシモノアリ、此器械ニテハ二人ニシテ十時間ニ四十俵乃至五十俵ヲ舂リ得ルナリ、其舂高ノ多少ハ舂ノ乾クト否トニ因リテ差アレトモ、大約従前ニ較フレハ三人力ヲ省キ甚タ益アリトス、米ノ品位粗悪ニナリシハ種々ノ原因アルヘキモ、蓋シ米納ヲ廢セラレタルヨリ起リタルモノナラン」ことを指摘している²⁵⁾。

いずれも、山口県下における穀物取り入れ及び精選方法について、それぞれの出身地での現況をベースに述べるとともに、改良組合や共進会などを開催して各村の利益を図ることの重要性や、粗悪米の原因の一つが米納廃止にあることを指摘しており注目される。単に技術的な議論に止まらず、その原因や対応策などへ言及している山口県代表者たちの発言は、この第1回全国農談会に参加している他県の代表者たちの発言・指摘と共鳴したものであった。

初日の会議で最初に発言した三重県・岡嘉平治は、同県における穀物取入や精選方法を述べる中で、「産米ノ精選ヲ図ランニハ先我縣下各郡農談会ニ於テ同志ノ組合ヲ立テ乾シ方ヲ一定シ、而シテ組合ノ米ハ商標ヲ貼付シ以テ大ニ声價ヲ得ルニ至ラシムルヲ良トス、果シテ声價ヲ得ハ他ノ部落モ亦羨ムノ情ヲ起シ、延テ縣内ニ普及スルコトナルヘシ」と、農談会開催に関する思惑を述べている²⁶⁾。

一方、埼玉県・辻村彦八は、「近来米質ノ粗悪ナルハ米納ノ廃止ニ出テタルモノニテ、今ハ地主ニ於テ小作米ヲ取立ツクルニモ曩時貢租ノ為メ殊ニ精選セシ等ノ標準ナキニヨリ、(中略)之ヲ矯ルニハ各縣ニ於テ米共進會ヲ開キ優等者ヲ賞スルノ方法ヲ設クルニ如ハナカラン」と、米質の粗悪化の原因を地租改正後の税納入方法の変更に求めるとともに、共進会設立を主張している²⁷⁾。これと同様に、福岡県・林遠里は、取入に関する改良技術はあっても、「土地ノ異ナルト農業繁簡トニヨリ概ノ得失ヲ定メ難キモノナレバ、寧口従来各地ノ慣行ニ就テ一層簡便ノ法ヲ案スルニ如カサルナリ」と述べるとともに、「元來縣下三國ノ米品ハ遙ニ他國産ニ優ルト雖トモ、近時粗悪ノ弊ヲ生スル原因ヲ約言スレハ米納ヲ廢セラレ自由賣買ヲ為スニ由ル」と指摘している²⁸⁾。

粗悪米の解決策については、茨城県・中野市十郎は、「之ヲ改良センニハ第一輕便ナル風籾ヲ製シ陰雨ニ逢フモ空氣ニテ水分ヲ飛散セシムル歐洲ノ法ノ如ク為スベシ、第二商人ニ於テ乾燥ノ足ラサル米ヲ買取ラサル規則ヲ定ムベシ、第三小作人ヨリ精選米ヲ納レハ地主ニ於テ幾分ノ作米ヲ減スル様ニスベシ、此三法ヲ行ハ、其弊ヲ矯メ精選ヲ為スニ至ルハ蓋シ難キニ非ルベシ」と、歐洲農法の一部導入、米商人の買取規則制定、地主による小作人に対する指導などを提言している²⁹⁾。

農談会出席の各県代表者の主張からは、地租改正事業による米納（現物納）から地主金納へ転換は米質の粗悪化を招来した一因であったこと、松方デフレ政策前後の農村が変容する中で、近世以来の在地農業技術を踏まえつつ新たな工夫を凝らすことが求められていたこと、そこに老農の実践を伴う経験値が必要とされており、同時に農法に止まらない農産物の生産の制度的取り組みの重要性も高まっていたことなどが窺える。2年後に開催された第1回山口県農談会も、第1回全国農談会におけるこのような意識の延長線上で議論が交わされていたものと考えられる。

②「俵拵改良方法」

先述のように、俵拵方法は運搬・輸送、保存をはじめ、商品価値を高め

るために重要であり、これについても全国の老農からさまざまな発言がなされている。

愛知県代表・水越理三郎は、「近来米苞麩悪ニ流レタリ之ヲ改良スルハ農談會ニ附スルヲ可ナリトス、又三河國ニテハ組合設ケ一年間ノ農家行事ヲ記シ之ニ因テ農ヲ営ムノ規則トスルノ村アリト、甚便ナルコトナラン」³⁰⁾と述べ、山口県代表・後藤章七は、「貢租正米ノ取立ナキニヨリ米苞稍々粗悪ノ弊ヲ生スルノ情状ナキ能ハズ、之ヲ改良スルニハ村會ニ於テ方法ヲ議定シ之ヲ守ラシムルニ如カズ」³¹⁾と主張している。ここでも、農談会や組合の重要性が語られている。

また、岐阜県・棚橋五郎は、「本國ハ地主多シ、假令ハ二百戸ノ村落ナレハ其内七八十戸ハ地主ナリ、其小作米ヲ取入ルニ戸長役場ニテ改メ粗米又ハ俵拵ヲ検シ粗悪ナレハ皆除却スヘシ、此検査法ヲ行ヘハ決シテ粗悪ニ流ル、ノ弊ナキヲ信ス」と述べているが³²⁾、進展しつつあった地主制を利用して俵拵の品質維持を図ることを主張する意見は、全国農談会で頻繁に登場しているのである。ただし、農民階層間の格差は決して小さくはなく、「愛媛縣伊豫國越智郡邊米苞ニ用フルハ古藁ヲ良トスレトモ、貧民ハ貯フルコトヲ得ズ新藁ニテ造ルヲ常トス、且市中ニテ空苞ヲ購求」(愛媛縣代表・原島聽訓) ざるを得ないことや³³⁾、「中俵ハ古藁ヲ以テスルヲ良トスレトモ古藁ハ剛クシテ締リ悪ク且藁ニテ一ケ年貯ントスレハ廣キ場處ヲ要シ豪農ノ外ニハ行レ難キモノ」(大阪代表・中村直三) であること³⁴⁾、あるいは「我熊本県肥後國製苞ノ舊慣ヲ改良スルハ實地ニ行ハサルノ事情アリ、何トナレハ牝馬ヲ飼養シテ三斗五升入以上ノ重量ナル俵ハ駄スルニ堪ヘス、維新後屢四斗俵ニ改正スヘキノ諭示アリタルモ人民ハ遂ニ之ニヨルモノナシ」(熊本県代表・古莊幹實) という現状であること³⁵⁾など、数々の指摘から格差を窺い知ることができる。

それでも、「俵拵改良」や「穀物取入・精選方法」などは、その他の農業栽培技術に比すれば、地域間格差や農民階層間格差を克服して統一を図る可能性が少なからずあったため、第1回全国農談会における議題の第1、

第2に位置づけられたものとも考えられる。山梨県代表・内藤朝政は、「製苞改良ハ容易ニ行ハレ難シ、然レトモ改良ハ畢竟散米虫害等ノ患ヲ除キ、運搬ノ便利ヲ謀ルニアレハ、假令ヒ全國ヲ同一ニスルモ各員ノ勉力ニヨリテ何ソ難キコトアランヤ」と主張しているのである。同時に内藤は、「本員は竟ニ此會談ニ與リ諸氏ノ高説ヲ聞クコトヲ得タレハ漸次組合ヲ設立シテ改良ヲ謀ラントスルノ志ヲ起セリ」とその決意も表明している³⁶⁾。

全国の労農を集めて農談会を開催したことは、各県の農業技術について議論することで実践・経験に基づく技術の交換・普及を図ることが目的の一つであることは言うまでもない。同時に、当該期の全国農村の復興を農業技術的に牽引すべき、各地老農の意識を喚起するところに大きな狙いがあったことも看過できない。地域差や農民階層差がある農業後術を「一足飛び」に改良・普及させることは当然ながら難しい。しかし、地域の老農がオビニオンリーダーとなる農談会が系統的に各地で開催され、それを起点にさらに多くの農民が農業技術に対する意識を喚起されつつ工夫をこらして農作業に取り組むことで、農村復興を果たしていくところに勸農局の狙いがあったことは想像に難くない。

③「牛耕馬耕ト人耕ノ得失」「牛馬改良蕃息方法」

山口県代表・竹原要治は「牛耕馬耕ト人耕ノ得失」について、「我山口縣下ハ牛耕六分馬耕三分人耕ハ其一分トス、爾シテ其得失ヲ比較スルニ牛耕ハ馬耕ニ優レリ、人耕ハ元此兩耕ニ比スヘカラス、只牛耕ノ入ル能ハサル狹隘地又ハ深田ニ限レリ、牛ハ一日一反五畝歩、人耕ハ一日一人僅ニ三畝歩ニ止レリ、馬ハ牛ヨリ少シク撈取ル方ナシトモ、飼料飼法及購求ノ價等ニ至ル迄總テ牛ノ比ニアラス、故ニ運搬ヲ兼ルノ地ニテ之ヲ役スルノミ、即チ馬ノ飼料ハ一日拾貳錢、牛ハ七八錢ナルヘシ、而シテ買入レ價格其上等ハ馬貳百五拾圓牛百五拾圓ナリ、然レトモ通常農家ニ於テハ五六拾圓ヨリ下等ハ拾圓貳拾圓位ナルモノ多シ」と県下の現状を述べている³⁷⁾。実は、明治10年代初頭の山口県は、本州西部としては有数の馬産地で牛馬の所有率も高く、馬は瀬戸内海側の吉敷・厚狭両郡が圧倒的に多かったことが指

摘されており³⁸⁾、馬耕の実践を教示するため山口県から他県へ招かれる事例もあった。

周知のように、明治農法の特徴の一つは、「乾田馬耕」であるが、これは地域により時期により格差が大きい。第1回全国農談会においても、各県代表の「牛耕馬耕ト人耕ノ得失」に関する見解は様々である。愛媛県代表・久米與平は、「牛馬人耕トモ土質ニ因リテ適否アリ其得失ハ一概ニ云カタシ」³⁹⁾とし、山梨県代表・高野積成は、「馬耕ハ人耕三分一ノ手數ヲ減ス、就中土壤ヲ克ク細微ナラシメ其實効ハ農家ノ實ニ希望スル所ナリ、然シテ畑ニ馬耕ヲ行ハサルハ器械ノ不完全ナルト所有地ノ分隔シテ耕方ノ不便利ナルトニアリ」と、馬耕の不確実性や欠点を指摘している⁴⁰⁾。

また、大阪府代表・中村直三の場合は、「牛馬耕ヲ盛ニセント欲セハ器械ヲ改良スルニアリ（中略）地勢ト地質トヲ察シ之ニ適スヘキ器械ノ改良方法ヲ施サハ耕事ノ進歩速カナルヘシ」と、犁をはじめとする農具の改良を説いている⁴¹⁾。しかし、実際には和歌山県代表野田四郎が述べるように、新しい器械ヲ使用すると「間々毀損ノ患ヒアル故ニ、真土地ニテ遣ヒ馴レシ銃ヲ用ウル譯ナレハ挙動不定ナル馬ニシテ便ナラサル」ために導入が進まない現状や、「人耕モ牛耕ニ比スレハ是亦便ナラスト雖モ、貧窶ニシテ僅カニ三段ノ田ヲ所持シ牛ヲ購フ資本ナキモノハ止ヲ得ス人耕ヲ為ス迄ニシテ、多クハ牛アル者ニ手間借りヲ乞ヒ、牛一日ヲ要スレハ人夫二人ヲ以テ之ニ價フノ慣例ナリ、但、馬耕ニ如何ナル利アルモ、目今各自所有地ノ區域均一ニスル等ノ説ハ今日ノ民情ニシテ恐ラク行ハレ難キコトト想察セリ」など、導入にあたっての経済的な困難さがあった⁴²⁾。

④「種子物精選改良及貯蔵方法」

この議題において注目される発言の一つは、福岡県代表・林遠里によるものである。周知のように、彼は明治三老農（船津伝次平・奈良専二・中村直三または林遠里）の一人であり、寒水浸と土囲法による収穫の増加を提唱した人物である。④の議論において林は、「種子ヲ貯フルニハ颯扇ニテ秕ヲ去リ、寒中ヨリ土ニ埋メ或ハ大寒ヨリ百日間水ニ浸シテ直ニ播種シ

精氣ヲ充タシム、此ノ如スレハ發生ノ後早リ若クハ寒冷ニ耐ヘ、且増殖多クシテ虫害ヲ被ラス炊キテ量ヲ増スナリ、右ノ方法ハ明治元年頃ヨリ毎年實驗スル所ニシテ同八年縣廳ニ具申シ管内ニ著書ヲ配分セリ、此法ニ因ラハ必ス一段ニ付二俵以上ノ増額アルヘキヲ信ス」と、さっそく自らの考えを披瀝している⁴³⁾。

また、福岡県代表・植村治三郎は、寒水浸や土囲法をはじめとする農法が明治10年以来、同県老農の間で相互に「講究」され、「山村海岸其他地位ニ適スルモノヲ撰ヒ各種實驗ノ功ヲ積ミ年々季節ニ至レハ此各法ヲ行フ、十年改良法ノ並作ニ増ル三國總平均一坪ニ壹合三勺、十一年ハ壹合二勺、十二年分ハ壹合八才餘ナリ、種子精選交換法ノ行ハルレハ、益改良ノ好結果アルヲ期ス」と数値を挙げて効果を主張し、林遠里の発言を補促している⁴⁴⁾。

山口県代表の発言では、白木秀太郎が「我山口縣周防國玖珂郡邊耨種ヲ取ルハ豫テ六尺廻リニ束ネアル三四荷ノ内ニ就テ撰出ス、又麥ハ畑ニテ撰ミ扱キ取ルヲ良トス、甘蔗ハ最モ其状ヲ丸キヲ種トセハ必ス發芽早シ」と、耨種、麥種、甘蔗種について述べている⁴⁵⁾。後藤章七も、「我山口縣周防國吉敷郡邊稻種ヲ撰ムハ、走り穂ト後レ穂ヲ除キ一様ニ發生ヨキ田ニ就キ成熟前十二三日頃ニ刈取り之ヲ種トスルヲ常トセリ、且山間及冷水ノ湧出ル田地ハ在来ノ稻種ニテハ成長悪シ、因テ、昨年宮城縣ノ冷田稻伊達川イハツクト唱フルモノヲ試ミタルニ大ニ土地ニ適シ收穫多カリシ、又海邊ニ接シタル地方ニハ屢、潮ノ為ニ稻田ヲ害スルコトアリ、近頃之高知産ノ鹽田稻ヲ播種シ頗ル好果ヲ得タリ」と、選種にあたって他県産の種耨を取り寄せた効果について述べている⁴⁶⁾。

また、竹原要治は、「我山口縣周防國玖珂郡ニ於テ稻種ハ雌耨ヲ撰ンテ播種セヨト云フ老農ノ言ニ基ツキ試験セシニ、壹段歩ニ付二斗乃至二斗四五升ノ益アリ、本郡ニテハ穂ノ本ヨリ二本ニ分レ或ハ穂ノ末二本ニ並ヒタルモノヲ雌穂トナス、然レトモ之ヲ撰別スルハ煩シキカ故概シテ簡易ノ法ニ拠ルモ又妨ケナシ、其法ハ成熟ノ際虫害ニモ罹ラス、又熟シ過キタル

状モナク、黄色ニシテ光澤アリ、一穂二百五六十粒モアリ、著シク大ナルモノニシテ稿性モ良キヲ撰取ルヘシ、今雌雄ヲ撰ムニ半人役ニテ四五升ヲ得ルモ、右ノ如クセハ半人役ニテ一段歩ノ量大約壹斗八升ノ益アリ」として、選種における「雌穂」の優位性を説いているが⁴⁷⁾、この「雌穂」の選種については、第1章第3節でも見たように、2年後の第1回山口県下の農談会においても強調されることとなる。

結局のところ、第1回全国農談会は第5条「種子物精選改良及貯蔵方法」の議論を以て会期末を迎えることとなり、それ以降の第6条「肥料ノ効用及製造方法」、第8条「各地方慣行スル循環作附方法」などの議題については、諮問のある者が平素の実験・意見を筆記して勸農局に提出することとなった。

以下、第6条と第8条の議題に関する山口県代表の発言を示しておく。

「肥料ノ効用及製造方法」については、「魚肥」の項目で後藤章七が「鮮締滓ノ類ハ白ニテ能ク搗キ碎キ壹段歩ヘ量目凡拾貫目ヲ施ストキハ尤効驗アリ」とし、白木秀三郎もこれに同調している⁴⁸⁾。

また、「各地方慣行スル循環作附方法」については、竹原要治が次のように提言している。「田地ハ専ラ稲作ヲナス、其他甘蔗、草綿或ハ蓮、慈姑等ヲ作ル、乾田ハ稲跡ニ裸麥ヲ作ルヲ當トス、次ニ菜種或ハ小麦ヲ蒔ク、而シテ冬作成熟ノ後菜種跡ニ栽培スル稲ハ成長最モ宜ク小麦跡ハ稲作劣レリ、右各種共年々同地ニ作ルトモ敢テ嫌ハス蓮ハ年々同地ヲ良トス、畑作ハ甘薯、大豆、小豆、大角豆、綿、麻、安房、黍、蜀黍、或ハ馬鈴薯等ヲ作ル、麻ノ跡ニハ粟或ハ胡蘿蔔等ニ適ス、大小豆等ノ跡ニハ蕎麥或ハ蘿蔔、蕪菁ヲ播種ス、又甘薯、草綿等ノ跡ニハ裸麥、小麦、大麥或ハ鶯豆、豌豆等ヲ作ル、総テ豆類野菜物等ハ年々同地ニ作ルヲ嫌フ、麥、甘薯、草綿等ハ敢テ厭ハス」⁴⁹⁾。ここには、山口県下沿岸部の農業先進地である玖珂郡柳井近辺における作物輪換や間作の概略が示されている。

また、玖珂郡室木村・白木秀三郎も、「凡ヲ田ハ麥、菜種ヲ冬作ニスル

トキハ稲作ニ至リテ大ニ益アリ、又畑方ニテ麥ノ跡ニ草綿ヲ作ルトキハ湿気ヲ帶フルノ患并虫害少ク蚕豆ヲ前作スルトキハ虫害アリ、又菜種ヲ前作ニスルトキハ入梅ノ頃湿気ノ害多シ、故ニ草綿ハ麥跡ニ作レル處十中八九ニ居レリ、又年替ニスレハ少ク肥料ヲ減スルモ枝幹ノ繁茂シ秋ニ至リ綿花細小ニシテ収穫尠シトス、又鶯豆ノ跡ニ陸稻ヲ作ル時ハーケ年ノ生育ハ極テ良トシ雖トモ二三年ニ及テ大ニ肥料ヲ増スニ非ラサレハ収穫ヲ減スルニ至ル」と、作物輪換や間作と地力維持機能との関わりについて述べている⁵⁰⁾。

続けて吉敷郡吉敷村・後藤章七は、「稲作ノ跡ニ麥及菜種ヲ植ルハ従来ノ慣行ニシテ強テ年々交換スル事ナシ、又草綿ハ砂地ニテ軽キヲ良トス、其跡へ麥、菜種ヲ植ルニ元来瘦地ナルヲ以テ生育不良ナリ、又野菜類ニ至リテハ茄子、豌豆等ハ毎年播種ヲ換フルヲ良トス」としている⁵¹⁾。

第1回全国農談会での山口県代表の意見では作物輪換・間作による地力維持的な報告が提出されているが、それに比して2年後開催の第1回山口県農談会では「循環作附方法」の項目はあるが、老農からそれらに関する提言はわずかしは見られない。要因の一つには、全国農談会は各地域の選りすぐりの老農たちが結集し、「参考にしうる」農業知識や経験を提言・交換して刺激を与え合うものであった。しかし、全国で得た知見を地域で報告・提言しても、県内でさえも存在する地域差、さらには農民階層差もある中で直ちに実践に繋がるものではなく、結局は県内各地域の実情に合わせた最大公約数的な項目を立てて議論することが現実的だったのではなかろうか。

第2節 林遠里の山口県への招聘とその意味

1886(明治19)年、山口県は三老農の一人でもあった林遠里を招聘し、林は県内各地を巡回しながら演説を行った⁵²⁾。先述のように、林遠里は明治時代を代表する農業指導者で、寒水浸と土囲法による収穫の増加を提唱し、また馬耕によるかかえもちたちすき抱持立犁の深耕農法、薄蒔き・疎植・正条植などの技

術普及に努めた人物である。

第1章第3節で見たように、第1回山口県農談会の「種子精選」の議論では、寒水浸を実行している事例が確認できる。2年前の第1回全国農談会で林遠里自身が提言していた寒水浸が、山口農談会で「良法」として提言されているのである。そのような流れを踏まえて、さらに3年後には林遠里の山口県招聘が実現している。農業技術の改良に対する気運が段階的に醸成されていた。

当該期、隣県広島でも林遠里の農法が「ブーム」を生んでいたことが勝部真人氏によって指摘されている。1886（明治19）年に林遠里自身が広島に来県し安芸・深津・安那郡で「稲作改良ノ方法ヲ演説」し、それによって「農業者ハ非常ニ感想ヲ想起シ、奮進以テ之レカ改良ニ着手」する動きが見られたこと、また実際に試験田で遠里農法の結果を示したことのインパクトなどを、遠里農法ブームの契機として挙げられている⁵³⁾。

山口県内各地でも多くの聴衆を集めた林遠里の講演の演説と農法に感化されたものは多かったようで、「山口県下農業者に於ても速やかにこれを実行し、他日県下総反別をして悉皆改良法に出しめんことを渴望して止まざるなり」との新聞投書も見られた⁵⁴⁾。当該期、山口県下においても、稲作改良の気運が農事篤志者・老農らを中心に高まっていたことを示している。

山口県では、1888（明治21）年、林遠里の農法について各郡で行った稲作試験結果を「勸業月報」に掲載している⁵⁵⁾。それによれば、試験は、「只粃種ヲ寒水ニ浸スト否トノ一点ノミヲ異ニシ」、その他の耕作諸条件を同一にするという、寒水浸法の有効性を確認するものであった。結果は、担当平均収穫米では、寒水浸法を採った場合が若干の優位性を示す数値となっていた。これについて、同史料では、寒水浸法によって種粃が「多く腐敗シ」、そのため「苗ハ薄ク仕立」てる薄蒔きの効果が生まれ、「菖蒲ノ如ク青々ト生立」、「幹太ク猛マシキ」成長を確認している。

同年、150カ村（200軒近くの農家参加）に設置された試験田での改良稲

作法は、在来農法に比べて35%の増収をもたらし、以後、10年間、林遠里主宰の勸農社から招いた14人の農業技師が改良稲作法の普及にあたった。また、1887（明治20）年から1893（明治26）年までの7年間の山口県の平均反収は1.594石で、これは全国平均の1.44石を11%上回る中国五県の最高水準に位置するものであった⁵⁶⁾。明治20年代半ば頃から、駒場農学校出身者らによる近代農学が台頭すると、林遠里ら老農の農法は凋落したとされるが、明治10年代から20年代には県下農村の農業技術発展に影響力や刺激を及ぼしたと考えられる。

おわりに

本稿では、1883（明治16）年に開催された第1回山口県農談会を取りあげ、1881（明治14）の第1回全国農談会と関連づけながら、その意味・意義を探った。地租改正事業によって農村が変容する中で、明治10年代以降、在来農法を基盤としつつも新たな農法を導入しようとする動きが存在した。そこには松方財政政策を前後とするインフレーションとデフレーションに翻弄される農村の危機的状況を背景に、老農を中心としつつ農事改良に取り組み、農村の「危機」を克服しようとする意識が、地主など上層農民を中心に拡大していたものと考えられる。明治10年代、内務省勸農局が開催した第1回全国農談会などを契機に、県当局の主導もありつつ⁵⁷⁾、県内各地域で老農・農事篤志者らが取り組んでいた農法を農談会で共有しようとする動きが進み、やがて林遠里のような農業指導者を招聘することで農事改良ブームに繋がっていったのであろう。

また、1880年代後半には、貿易の輸出超過や日本銀行の設立と銀本位制の確立、物価の安定、金利の低下や株式取引の活発化などによって、日本の産業界は松方デフレから脱して一時的な活況を呈した。1888（明治21）年「山口県勸業諮問会日誌（第六回）」による郡別経済概況によれば、不況から徐々に脱しつつある山口県下各農村においても、主要産物である米はもとより、塩・紙・蠟・綿織物の改良や養蚕・製茶・山林・水産事業の

進展に努力する姿が見て取れる⁵⁸⁾。その背景には、他県との競争に勝ち抜くために、特産品の改良が必要とされる事情があった。米についても、「白玉・八把ノ如キ同一ノ調製同一ノ升量ナルモ市場ニ於テ毎俵三十五銭内外ノ差ヲ生スル」とあるように、品種によって価格差が生まれるような市場経済の実態があった。そのため、「小作人ハ徒ラニ其収穫ノ多キヲ欲シ、彼ノクロンボー・三国一・出雲等ノ如キ劣悪ナルヲ作ランコトヲ欲スレトモ、此等ハ碎ケ易ク、又梅雨ノ候黴ヲ生ズルガ故ニ一石ニテ五六十銭ノ低差ヲ生セリ、故ニ地主又ハ米作先覚者ハ常ニ注意シ、其品質ヲ撰ブコトヲ勉ムベシ」とあるように、小作人を含めた農民諸階層に対して、米の品種改良への意識改革を訴える、地主や農業「先覚者」の努力が要求されたのである⁵⁹⁾。それは、1886（明治19）年から始められた防長米の改良の取り組みや県当局によって設置された米商組合・米撰俵製改良組合などの動きとも重なっていくことになる。

本稿では、農談会におけるさまざまな農事改良の提言や取り組みが、農民各層にどの程度実質化していったのかという点について具体的に深めることは叶わなかった。また、明治20年代以降の防長米の改良の取り組みとそれに対する農民の動向についても、紙幅の関係から検討するに至らなかった。これらの諸点については今後の課題としたい。

注

- 1) 「農談会日誌（明治十四年）農務局」（『明治前期産業発達史料』第8集（6）, 明治文献資料刊行会, 昭和41年刊行）。以下、『産業発達史』第8集（6）と略す。
- 2) この時期の老農や農事改良に関しては膨大な先行研究が存在するが、近年の主な研究著書としては、西村卓『「老農時代」の技術と思想－近代日本農事改良史研究－』（ミネルヴァ書房, 1997年）、徳永光俊『日本農法史研究 畑と田の再結合のために』（農文協, 1997年）、勝部真人『明治農政と技術革新』（吉川弘文館, 2002年）などがある。なお、山口県第1回農談会や当該期の山口県下の農村状況については、『山口県史』通史編, 近代（山口県編集・発行, 平成28年3月）において一部概説したが（同書, 第二編第四章第二節）、本稿ではそれを大

きく加筆した上で、第1回全国農談会との関連を検討したものである。

- 3) 『山口県史 史料編』近代4, 1-1-3 (2003年, 山口県編集・発行)。
- 4) 同上3)。
- 5) 同上3)。
- 6) 山口県下における明治前期の地主制研究については多くの研究がある。本稿では相良英輔「山口県における地主制の展開」(『山口県地方史研究』第31号, 1974年)や, 田村貞雄「明治前期の産業・経済統計の利用について(三)―山口県に関する諸統計の検討―」(『山口県地方史研究』第38号, 1977年)などに依りながら当該期の山口県下の地主・小作状況について概観する。
- 7) 『山口県 史料編』近代4, 第二章解説第一節農業表1による。
- 8) 『山口県 史料編』近代4, 第二章解説第一節農業表2による。
- 9) 相良英輔「山口県における地主制の展開」(『山口県地方史研究』第31号, 1974年), 5頁。
- 10) 『秋穂町史』第一章, 626頁。
- 11) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-2。
- 12) 『山口県政史 上』(山口県文書館編集, 山口県発行, 昭和46年), 133・134頁。
- 13) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 158頁。
- 14) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 160・161頁。
- 15) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 161~163頁。
- 16) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 163~165頁。
- 17) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 165頁。
- 18) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 165・166頁。
- 19) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 166・167頁。
- 20) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-7, 167頁。
- 21) 「農談会日誌(明治十四年)農務局」『産業発達史』第8集(6)。
- 22) 『産業発達史』第8集(6), 1頁。
- 23) 『産業発達史』第8集(6), 45頁。
- 24) 『産業発達史』第8集(6), 51頁。
- 25) 『産業発達史』第8集(6), 55・56頁。
- 26) 『産業発達史』第8集(6), 23・24頁。
- 27) 『産業発達史』第8集(6), 27頁。
- 28) 『産業発達史』第8集(6), 47・48頁。
- 29) 『産業発達史』第8集(6), 65頁。
- 30) 『産業発達史』第8集(6), 90頁。
- 31) 『産業発達史』第8集(6), 101頁。
- 32) 『産業発達史』第8集(6), 92頁。
- 33) 『産業発達史』第8集(6), 94頁。

- 34) 『産業発達史』第8集(6), 96・97頁。
- 35) 『産業発達史』第8集(6), 89頁。
- 36) 『産業発達史』第8集(6), 101頁。
- 37) 『産業発達史』第8集(6), 108頁。
- 38) 岡光夫『日本農業技術史－近世から近代へ－』, 88頁。
- 39) 『産業発達史』第8集(6), 115頁。
- 40) 『産業発達史』第8集(6), 115頁, 133頁。
- 41) 『産業発達史』第8集(6), 124頁。
- 42) 『産業発達史』第8集(6), 131・132頁。
- 43) 『産業発達史』第8集(6), 155頁。
- 44) 『産業発達史』第8集(6), 157頁。
- 45) 『産業発達史』第8集(6), 162頁。
- 46) 『産業発達史』第8集(6), 177頁。
- 47) 『産業発達史』第8集(6), 178頁。
- 48) 『産業発達史』第8集(6), 附録23頁。
- 49) 『産業発達史』第8集(6), 附録62頁。
- 50) 『産業発達史』第8集(6), 附録64頁。
- 51) 『産業発達史』第8集(6), 附録64頁。
- 52) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-8。
- 53) 勝部真人「明治・大正期における農業技術の革新と農民－広島・秋田両県の比較から－」(『広島大学文学部紀要第57巻特輯号1』, 1997年), 14頁。
- 54) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-9, 168頁。
- 55) 『山口県史 史料編』近代4, 2-1-10, 168～171頁。
- 56) 『山口県政史 上』(昭和46年, 135・136頁)。高橋伯昌「明治農法と防長米」『山口県農業論 第1集』, 1981年)。
- 57) 山口県では, 1878(明治11)年に内務省の認可を得て栽培試験場を開設し, 県勧業課の主導のもと農業の進歩改良を進めようとした。また, 各大区に物産用掛を置いて勸業についての連絡及び知識普及の機関とし, 「勸業課報告」・「勸業雑報」を編集発行した。さらに物産用掛は毎年4度, 山口県の試験場で物産会話の名称で集談会を開催した。一方, 農談会や農事会話の奨励のため, 明治15年度(1882)勸業費予算に初めて物産会話補助費を計上するとともに, 勸業課主催で第1回農談会を開催した(『山口県政史 上』133・134頁)。これら県の奨励策が老農技術の普及や伝統技術の改良に対する気運を後押ししたことはない。その上で, 主体となる農民層がどこまで農事の現状に対する課題意識や改革意識を持ったかが重要となる。
- 58) 『山口県史 史料編』近代4, 1-1-4。
- 59) 『山口県史 史料編』近代4, 1-1-4, 38頁。